

「守ろう！外国人労働者のいのちと権利」集会アピール

外国人技能実習制度の適正な実施と技能実習生の保護を目的とした外国人技能実習法は 2017 年 11 月に施行されました。本年度法施行から 5 年を経過しますが、実習実施者による残業代不払いや不当解雇等の労働関係法令違反やハラスメント等の問題の発生は後を絶ちません。また、技能実習生を安価な労働力として活用する実態から、発展途上国への技術移転を通じた国際貢献のためであるとする技能実習制度の本旨が建前に過ぎないことは明らかです。

一方、特定技能制度については、国内人材の確保が困難な産業分野に限り、一定の専門性・技能を有する外国人労働者の受け入れを目的として創設されました。しかし、制度上求められる日本人との同等賃金や悪質なブローカーの排除等の労働者保護の実効性は確保されておらず、また、受入れ分野や人数が関係閣僚会議のみで決定されるプロセスなど、特定技能制度にも多くの課題が内包されています。

特定技能制度も併せた技能実習制度の見直しに向けた検討は、この秋にも開始されると言われています。見直しにあたっては、まずは両制度の課題や実態を認識したうえで、技能実習生や外国人労働者の権利保護に向け、他の在留資格も含め外国人労働者政策全体として総合的かつ国民的な議論を進めるべきです。

加えて、外国人労働者は、地域における生活者でもあります。各種行政サービスにアクセスできるよう、言語上の障壁を取り除くことはもちろん、各種社会保障や子どもの教育など共生に必要な環境整備は喫緊の課題です。外国人労働者はもとよりその家族が、安心して働き、暮らせるよう、共生社会実現に向けて大きく舵を切らなくてはなりません。

外国人労働者の人権および労働基本権が尊重され、日本に暮らす誰もが安心して生活できるよりよい共生社会の実現にむけて、外国人労働者のいのちと権利を守る運動を強力に推し進めることを、ここに宣言します。

2022 年 10 月 28 日

「守ろう！外国人労働者のいのちと権利」集会